

## 《お願い》登園許可書のご提出（インフルエンザ版）

### インフルエンザ登園停止期間について

- ★「発症後5日を経過」かつ「解熱後3日経過」するまで登園停止となります。
- ★発症日（0日目）はインフルエンザ症状が始まった日です。
- ★以下「登園停止期間確認表」の日付の下に『解熱』と記入願います。
- ★登園可能日前日 or 当日に病院を受診し、医師に登園許可証（本書添付）の記入依頼願います。

（例）12月1日にインフルエンザ症状出現（発症日=0日目）。

12月2日（発症1日目）に病院受診、インフルエンザとの診断。抗インフルエンザ薬を内服。

12月3日（発症2日目）夕方、解熱。

12月4日（発症3日目）以降、発熱なく元気に過ごす（解熱後1日）。

（12/5：発症4日目かつ解熱後2日）（12/6：発症5日目かつ解熱後3日）

→「発症後5日を経過」かつ「解熱後3日経過」をどちらとも満たした12月7日から登園可能

### ✿登園停止期間確認表✿

！！ 日付 及び 解熱日を記入願います !!

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
■参考例 <i>発症後5日間は解熱日にかかわらず当園停止</i>									
発症1日目で解熱		★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日			●以降、登園可能	
発症2日目で解熱			★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日		●以降、登園可能	

解熱後3日経過したが  
発症後5日を経過するまで登園停止

-----切-り-取-り-線-----

## 登園許可証明書

石ヶ瀬保育園

園児氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は (病名) \_\_\_\_\_ から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、西暦 年 月 日から登園可能であることを証明します。

西暦 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印